

交通安全情報

令和2年5月25日

【編集・発行】

稚内市環境水道部

くらし環境課

☎(0162-23-6413)

旭川運転免許試験場等における 業務の一部再開について

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、旭川運転免許試験場等での運転免許更新業務等を休止していましたが、5月25日(月)から一部の業務が再開されます。

旭川運転免許試験場では

○5月25日から再開する業務

- ① 学科試験 ② 技能試験 ③ 処分者講習
- ④ 高齢者講習、認知機能検査など

○6月1日から再開する業務(予定)

- ① 更新手続

再開にあたってのお願い

○来場される際は、マスクの着用をはじめとした新型コロナウイルス感染症対策についてご協力をお願いします。

○学科試験、技能試験は、自動車学校を通じて予約をお願いします。

個人で受験される方は、免許試験場に事前予約をお願いします。

○高齢者講習、認知機能検査は、事前の予約が必要となります。

稚内警察署では

○5月25日から再開する業務

限定解除

○6月1日から再開する業務(予定)

更新手続

更新時講習も再開

「延長措置」を行った方は、6月1日以降に交通課窓口で更新手続きを行ってください。

稚内交通安全教育センター(声問)での更新時講習は、6月3日(水)の優良運転者講習から再開予定ですが、受講者の混雑が予想されるため事前に警察署内の交通安全協会窓口(☎0162-24-0110、内線456)で受講日の予約を行ってから受講してください。

更新時講習のみの方も、事前に受講日の予約をお願いいたします。